

令和3年 第7回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和3年7月5日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：小田稻次郎	2番：日野 武	3番：矢方盛士
4番：清竹鉄也	5番：佐々木清和	6番：矢幡陽子
7番：飯田祥治朗	8番：穴井 勲	9番：佐々木洋子
10番：植山秀明	11番：手島政弘	

推進委員

12番：小野益利	13番：仲摩茂敏	17番：高倉三八
18番：熊谷厚己	20番：時松美智雄	21番：佐藤真悟
22番：田吹博史	23番：田吹正利	

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀

事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員	（農業委員）： 11名	（農地利用最適化推進委員）： 8名
欠席委員	（農業委員）： 0名	（農地利用最適化推進委員）： 4名

<会長あいさつ>

■議事

議長 それではですね、早速会議に入ります前に皆さんにお願いを致します。発言は挙手をして指名があった後に番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また議事録に記載されることとなりますので簡潔かつ明瞭をお願いします。また携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。それではですね、議事録署名委員の選出

事務局 について、規則第14号第2項の規定により議事録署名委員を1番委員さんと3番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしと認め1番委員と3番委員を議事録署名委員に指名を致します。それではただ今から報告案件に入ります。報告第14号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

議 長 1ページをお開きください。報告第14号農地法第18条第6項の規定による届出について。報告第14号（番号1番）を読み上げて説明。

事務局 はい、ありがとうございます。続きまして報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

議 長 2ページをお開きください。報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。報告第15号（番号1番）を読み上げて説明。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは議案審議に入りたいと思います。3ページの議案第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

議 長 3ページをお開きください。議案第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。議案第26号（番号1番）を読み上げて説明。

事務局 はい、今事務局より説明が終わりました。それでは担当委員さんより説明をお願いいたします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 ちょっと今事務局が写真をコピーしに行ったんでちょっとお待ちください。

1番委員 改めて説明をいたします。

議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 今担当委員さんより説明がございました。審議に入りたいと思いますので、質疑を行います。質問のある方は挙手をして質問してください。

17番推進委員 これ写真を見ると現況倉庫となっているんですけど、別に手を加える事ではないんですね。

1番委員 そうですね。このまま使うというか、近くに借り手が、若い人がいるもんですから。ハウスだけ貸して頂きたいという事で。

17番推進委員 さっき年齢90歳と言われましたね。誰か後継者がいるのですか。

1番委員 後継者が若い頃から〇〇市にいて老人介護の職員をしているものです

から、田んぼを持っているんですけど、その人が帰れないですから。たまには帰ってきますけど、近所の親戚の方に田んぼも任せてしています。勤め人なんで向こうの方に家族を持って、家も建てているのでこちらに帰るということはないかなと思います。お母さんが亡くなるまで家もありますから、どうするかは分かりませんが。

事務局 長

ちょっと補足をさせていただきます。今回のビニールハウス部分ですね、〇〇地区で新たにですね、菌床栽培始める方がハウスを貸してほしいという事で〇〇さんの方に話したら、最初ハウスを建てる際にですね、農業委員会に報告が出来ていなかったという事で上がってきた事案となっております。ハウスについては近所の後継者の方が有効利用されるという事で聞いております。

議 長

事務局の方から補足説明がありました。〇〇さんが90歳ということで、ちょうどいいタイミングで借り手がいたという事で申請が上がってきたという事です。他にございませんか。無いようでしたら、質疑を終了し、これより採決に入ります。議案第26号の案件について、賛成する委員の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で、この案件はですね、意見書をつけて県へと送ります。続きまして議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお開きください。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第27号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議 長

はい、今事務局より説明が終わりました。議案は3件ありますので、それぞれ担当委員さんより説明をお願いいたします。それでは番号1番からお願いします。

17番推進委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

続きまして番号2番担当委員さんお願いします。

2番委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

はい、ありがとうございました。続きまして番号3番担当委員さんより説明をお願いします。

8番委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

はい、それでは担当委員さんより説明がありましたので審議をいたします。質問をとります。質問のある方は挙手をして名前と番号を言ってください。それでは先ほど売買価格ですね、事務局の方に伝えてあると言っていましたので、事務局の方で1番から3番までお知らせ願いますか。

事務局 まず1番の方からですね、1番の売買価格は〇万円になっております。2番の方がですね、〇万円になっております。

議長 今事務局より〇万円、〇万円と説明がありました。3番の資材置き場の〇万円が結構高い額なんですけど、ここは私も国道を通る時によく目にするんですけど、葎が非常に茂ってしまっていて相当年数が経っている気がします。ほとんどもう耕作放棄地というよりも遊休農地ですね。相当年数が経っている気がします。ですから本来は本人さんが〇〇在住という事で、なかなか手続きとかが大変でしょうけど本来なら非農地証明願を出してもらって非農地扱いにしてもらう方が一番ベストではないかと思えますけど。今回そういう事にもなりませんので、売買という事で、譲受人の〇〇さんの方も一応資材置場並びに駐車場ですね。お客さんが来た時の駐車場にするという事でありまして。一応3名の方から説明がありましたけど、他に質問のある方、ありませんか。いいですか。

13番推進委員 3番の件ですが、〇〇〇〇さんの方ですけど、ここは結局資材置き場になっているんですか。登記上は。まだ農地なんですよ。だから田んぼで出ていますから、〇〇さんは金額的には買取が出来る訳ですね。

議長 〇〇さんの方に条件が当てはまるかということですか。事務局の方で分かりますか。

事務局 今回上がってきている分はですね、地目を変更してから所有権移転売買を行うようになりますので、こちらについては3反の要件等必要無いものになっています。4条5条は3反要件が必要ないものになっていますので、3反の要件が必要になるのは3条になります。

議長 今事務局より説明がありました。以上でありますけど他にありませんか。

17番推進委員 この土地をですね、見た所田んぼでは無いですよ。かなり埋め上げているみたいな感じなんですけど、前埋め上げる時に許可申請が出ているんですかね。

議長 持ち主さんがそのまま放置したという事になりますかね。実際20年くらい前からこういう状態になっているみたいですから。一応現況としても当時は田だったんでしょうけど、こういう風に耕作放棄地が時間とともに遊休農地となったんだと思います。

8番委員 さっきも言ったとおり相続をされたんですけど、相続された方が〇〇にいますので、この土地に対して管理が出来なかったそうです。約30年以上は手を入れてないと説明は受けましたけど、相続はされたけど、どうしても〇〇とかになると農地であろうと山であろうと手が出

ないですよ。会長が言われていたように放棄地みたいになって今の状態だそうです。

23 番推進委員 前回出ました〇〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地というか、相続受けた土地の主と同じなんです。作っている所は贈与しているんですけど、荒らしている所は今回みたいな形。

7 番 委 員 17 番推進委員さんは盛土をしているんじゃないかという事じゃないですか。道路と同じ高さじゃないと。草があるけん盛土したように見えると。ただほったらかしただけじゃないと。

議 長 個人で基盤整備した所がこうなったという事ですかね。これ恐らく1枚ですね。草を切ってみないと分かりですけど。ただ売買価格が〇万円とちょっと高いですよ。どうしてこんなに高いのか、持ち主の方が〇〇〇〇在住で恐らく、〇〇〇〇さん曰くこの土地を見知らぬ人に買われたらどういうふうに使われるか分からないと言っていましたので、それでなんとか早く手に入れたいという事は申ししておりました。ですからその辺のところはですね、若干こういった土地の価格になってくるかなと思います。田舎の感覚ではあの土地が〇万円だとちょっとどうしたのかと。宅地なら坪4万円とかになりますけど、現況田ですからこういう取扱いになれば〇万円は異常じゃないかなと。恵良代でさえ一等地で反70万円でしょう。まあその辺は〇〇さんが合意した売買契約ですから私たちがとやかく言う必要は無いんですけど、ちょっと高いなと気がしました。他に質問ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案第27号について賛成する委員の方举手をお願いします。全員賛成ということで、本件は原案とお認されることとなりました。この件も大分県の許可案件となりますので、意見書を付けて県へ送ります。続きまして報告第28号農地法第5条事業計画変更について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の5ページをお開きください。議案第28号農地法第5条事業計画変更について。

議案第28号（番号1番）を読み上げて説明。

議 長 はい、今事務局より説明がございました。これはですね、以前太陽光ですね。太陽光発電を〇〇の方がルート変更をしたので〇〇さんの方もなかなか着工が出来ないんですよ。かれこれ3年くらいなりますよね。ルートが変わって鉄塔の建つ位置が変わったという事ですね。事務局これ計画変更の報告でしょう。

事 務 局 これは今回事業計画が変更になった場合は法律上、やはりあのこういった農業委員会の総会にかけて議決を取る必要があります。この後ま

た県の方に行って事業計画の変更について承認を得る必要がありますので、一応議案という形にさせて頂いております。

議 長

今あの事務局の方から説明がございまして、農業委員会の方で審議をしてくださいという事になりますので、今また関係者の方から説明がありまして、太陽光の話があつてから3年近くなりますね。本来なら完全に出来上がって送電をしている状況ではないかと思っておりますので、〇〇の方が铁塔を建てる位置を変えるという事はルートが変更になるという事で、なかなかやっぱりこの事業者の方も迷惑じゃないかなと思っておりますけど、以上のような事で、採決をして県の方に送らないといけませんから採決に入ります。この案件に対して賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成という事で承認されました。これも大分県の方に書類を付けて送ります。続きまして7ページの議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてでございますけど、この議案については事務局からの説明は省略させて頂きます。議案の番号12番までございます。1番から12番までそれぞれの担当委員さんから説明を受けますけど、1番から5番についてはですね、再設定でございますのでこれはもう省略をいたします。ただ番号1番から5番については、担当委員さんは誰になりますかね。1番委員さんですね。それではですね、番号6番から設定になりますので担当委員さんからの説明をお願いします。

1 番 委 員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

はい、ありがとうございます。それでは番号11番担当委員さんをお願いします。

5 番 委 員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

はい、ありがとうございます。番号12番についてはですね、公社の方から〇〇〇〇さんに中間管理機構を通じて耕作してもらおうという事でした。今ですね、設定については6番から11番について担当委員さんから説明がございました。質問のある方は挙手をして番号と氏名を言ってください。

3 番 委 員

1番から10番までの〇〇〇〇に貸すんやけど、貸出期間が6ヶ月。もうそれどうせなら長く貸した方がこんなに何回もかからなくていいのでは。

22 番 推 進 委 員

その件で私も質問します。これ令和2年の7月豪雨の災害で水が来ないのでどうこうでしたよね。〇〇〇〇さんが。その関係ですよ。

8 番 委 員

水路がね、去年の豪雨で水が来なくなってどげえしようかと話の中で、〇〇〇〇法人の方に相談かけてそばが植えられればと現地を確認

して、これならば植えられるという事で確かに契約したそうです。水が来ないという事で何か植えないといけないという話の中でこういう形になったそうです。

7 番 委 員 3 番委員の質問と全然話が違うんだけど、なんで6ヶ月かという話でしよ。

22 番推進委員 ○○○はね、私の同級生で現に聞いたんですよ。1番ネックになっているのは水が来ない。そこで何かを植えないと補助金が出ないから、荒地にするのもあれだから、だから1番委員が説明したように、役場の職員ということもあって何か植えないと悪いという事で私は聞いていたんです。それで補助金を活用して、○○さんも隣り合う田んぼでその人も一緒に取り込んだというか。水が来ないからね。そういう形じゃないかな。それで今6ヶ月の問題が出ているんですが、水が通れば作るんじゃないですか。

1 番 委 員 結局今水が来ないからちょっと作るのを止めておく。水が復旧すれば可能性は有ると。けどそれがいつになるか分からない。歳も歳だし。

3 番 委 員 1 番から5番のやつは再設定ですよ。再設定で6ヶ月でそばなら長くしていた方が。長くしていて米作る時に変えた方が骨折らんでいい。

8 番 委 員 そばは連作障害が出やすいという事で、1年目、2年目、3年目と収穫量が減っていくんですよ。だから再設定を3年しても場所を変えないと出来にくい作物なんですよ。

議 長 同じ田んぼを6ヶ月の設定をしますよね。また次の年は田んぼを変えるという事ですか。出す方と受ける人は同じという事ですか。連作障害を受けるから輪作をするという事ですね。役場の○○さんも災害で水路の水が来ないということですが、水が来れば当然水稻を作るという事ですね。他に質問のある方いませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案第29号1番から12番まで賛成する委員の方挙手をお願いします。はい、全員賛成という事で認めます。続きまして議案第30号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお開きください。議案第30号非農地証明願について。議案第30号(番号1番~2番)を読み上げて説明。

議 長 はい、今事務局より説明がありました。事案が2件ありまして番号1番それぞれ担当委員さんより説明をお願いします。

4 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、続きまして番号2番お願いします。

1 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 それぞれ担当委員さんより説明がございました。それでは審議に入ります。質問のある方は挙手をして氏名と番号を言ってください。ありませんか。無いようでしたら質疑を終了します。採決に入ります。議案30号の案件について賛成する方は挙手をお願いします。はい、全員賛成という事で、本件は内容どおり承認されました。続きまして、議案第31号空き家に付随した農地の指定について事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページをお開きください。議案第31号空き家に付随した農地の指定について。
議案第31号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい、事務局より説明がございました。それでは担当委員さん説明をお願いします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、今担当委員さんより説明がございました。質問のある方は挙手をしてお願いします。ありませんか。この空き家は建ててどのくらいか分かりますか。

1番委員 かなり経っていますね

議長 質問のある方ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案第31号の案件について賛成する委員の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で認めます。本日の議案は全て終わります。今日は以上で全ての審議が終わりました。これで今日は終わりにします。解散します。ありがとうございました。